

※記載例

新規医療機関（薬局・ステーション）マスタ台帳

令和 7 年 5 月 1 日

沖縄県国民健康保険団体連合会
理 事 長 殿

九州厚生局より発行される
指定通知書の「指定の期間」参照
(訪問看護ステーションは「指定年月日」参照)

届出者
(申請者)

住所 那覇市西3丁目14-18

氏名 医療法人 国保会
国保 太郎



法人の場合、
法人印

医療機関(薬局・ステーション)コード						
0	1	1	1	1	1	1

指定(開設)年月日						
0	7	0	4	0	1	

旧 医療機関(薬局・ステーション)コード						

廃止年月日			

科別 コード	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	30	31	33	34	35	36	37	38	39	60	61	62	63			
診療 科 名	内 科	精 神 科	神 経 科	神 経 内 科	呼 吸 器 科	消 化 器 科	胃 腸 科	循 環 器 科	小 児 科	外 科	整 形 科	形 成 科	美 容 科	脳 神 経 科	呼 吸 器 科	心 臓 血 管 科	小 児 科	皮 膚 病 科	皮 膚 科	泌 尿 科	性 病 科	こ う 産 婦 科	産 婦 科	婦 人 科	眼 科	耳 鼻 咽 喉 科	気 管 食 道 科	放 射 線 科	麻 酔 科	心 療 内 科	ア レ ル ギ ー 科	リ ウ マ チ 科	リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 科	病 理 診 断 科	臨 床 検 査 科	救 急 科	歯 科	矯 正 歯 科	小 児 歯 科	歯 科 口 腔 外 科				
						◎	○		※複数の診療科がある場合は、主たる診療科へ○、 その他は○表示して下さい。 (薬局・ステーションは記載不要)																																			
裏面参照 (例) 診療所・医療法人																																												

※複数の診療科がある場合は、主たる診療科へ◎、
その他は○表示して下さい。
(薬局・ステーションは記載不要)

裏面参照
(例) 診療所・医療法人の場合

保 険 医 療 機 関 (薬 局 ・ ス テ ー シ ョ ン) 名 称										開 設 者 氏 名										管 理 者 氏 名										経 営 主 体	
カナ コ ク ホ シ ン リ ョ ウ ジ ョ										カナ (イ) コ ク ホ カ イ コ ク ホ タ ロ ウ										カナ コ ク ホ ハ ナ コ											
漢 字 こ く ほ 診 療 所										漢 字 (医) 国 保 会 国 保 太 郎										漢 字 国 保 花 子											
																														1	7

※ 経営主体番号は以下のとおりです。

	区 分	番号	
病院・訪問看護ステーション	国立病院	01	
	官公立	02	医療法第31条による都道府県、市町村が開設する病院
	その他公的病院	03	医療法第31条による厚生労働大臣が定めるものが開設する病院
	〃 国立	04	
	大学病院 公立	05	
	〃 私立	06	
	医療法人	07	医療法第39条による法人が開設する病院
	社会福祉法人	08	社会福祉事業法第22条による法人が開設する病院
	その他の法人	09	医療法人を除くその他の財団、社団、宗教、学校法人等
	個人	10	
	国立療養所	11	
診療所・歯科・薬局	官公立	12	医療法第31条による都道府県、市町村が開設する診療所
	その他の公的	13	医療法第31条による厚生労働大臣が定めるものが開設する診療所
	医療法人	17	医療法第39条による法人が開設する診療所
	社会福祉法人	18	社会福祉事業法第22条による法人が開設する診療所
	その他の法人	19	医療法人を除くその他の財団、社団、宗教、学校法人等
	個人	20	